

低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料表(法第53条・法第55条関係)

(1)一戸建ての住宅		
区分	金額(円)	
床面積(m ²)	認定業務のみ	審査+認定業務
~200	5,600	41,400
200以上~		46,000

(2)共同住宅等		
区分	金額(円)	
床面積(m ²)	認定業務のみ	審査+認定業務
~300	11,000	81,000
300以上~2,000	23,200	133,500
2,000以上~5,000	51,400	225,600
5,000以上~10,000	91,800	322,400
10,000以上~25,000	147,700	632,400
25,000以上~50,000	223,500	1,116,900
50,000以上	339,400	2,050,900

(3)非住宅建築物			
区分	金額(円)		
床面積(m ²)	認定業務のみ	審査+認定業務	
		モデル建物法	その他
~ 300	11,000	101,500	261,300
300以上~1,000	19,000	128,600	326,800
1,000以上~2,000	30,700	168,500	421,200
2,000以上~5,000	91,600	271,200	600,000
5,000以上~10,000	144,900	353,400	738,500
10,000以上~25,000	182,900	424,200	872,400
25,000以上~50,000	228,600	497,300	994,900
50,000以上	319,900	643,400	1,240,000
・証明書発行		1件あたり	1,100円

●手数料の算定方法

※1 登録住宅性能評価機関等による事前審査がある場合「認定業務のみ」の欄の金額とし、事前審査がない場合「審査+認定業務」の欄の金額で算定

※2 変更認定にあつては算定床面積に1/2を乗じた区分の金額の合計(認定に係る評価手法の変更の場合は、その面積)

※3 複合建築物(非住宅建築物の部分及び住宅部分を有する建築物)の場合

非住宅建築物の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額の合計

※4 モデル建物法とは、次に定めるものです。

一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号(以下「省令」という。))

第8条第一号イ(2)に定める方法によるもの。

二 一次エネルギー消費量に関する基準

省令第8条第一号ロ(2)に準じた方法(☆)によるもの。

☆準じた方法とは、省令第9条のEst(基準一次エネルギー消費量)を次のとおりとします。

Est = ((Esac + Esv + Esl + Esw + Esev) × 0.9 + Em) ÷ 1000 (添え字は本来は大文字です)

※5 軽微な変更に関する証明申請にあつては、軽微な変更該当部分の床面積の合計に1/2を乗じて得た面積